内閣衆質一〇一第二八号

昭 和 五十九年七月二十七日

内 閣 総 理大臣 中 曽 根 康 弘

衆 議 院 議 長 福 永 健 司 殿

衆議院議員貝沼次郎君提出米軍への提供普通財産の管理に関する質問に対し、 別紙答弁書を送

付する。

衆 議 院 議 員 貝 沼 次 郎 君 提 出 米 軍 ^ 0) 提 供 普 通 財 産 \mathcal{O} 管 理 に 関 す る 質 問 に 対 す る 答弁

書

及び二について

条

約

第

六

条

に基づ

<

施

設

及

び

区

域

並

び

に

日

本

玉

に

お

け

る

合

衆

玉

軍

隊

 \mathcal{O}

地

位

に

関

す

る

協

定

の実

施

1 わ ゆ る 提 供 普 通 財 産 に つい て \mathcal{O} 日 本 国 とア メリ 力 合 衆 玉 との 間 0 相 互 協 力及び安全保 障

に 伴 う 玉 有 \mathcal{O} 財 産 \mathcal{O} 管 理 に 関 する 法 律 (以 下 「国管法」 という。 第 匹 条 第 項 \mathcal{O} 規定に よる 時

使 用 等 \mathcal{O} 許 可 は、 合 衆 玉 軍 隊 \mathcal{O} 用 途 又 は 目 的 を 妨 げ な 1 限 度 に お 1 て 行 わ れ ることとさ れ て 1

る ŧ \mathcal{O} で あ り、 か つ、 玉 有 財 産 法 に 基 づ < ŧ \mathcal{O} で は な 1 0 当 該 時 使 用 等 \mathcal{O} 許 可 は 玉 管 法 に

基 < ŧ \mathcal{O} として、 当 該 財 産 を 合 衆 玉 軍 隊 \mathcal{O} 使 用 に 供 す る 事 務 を 所 掌 す る 行 政 機 関 が 行 うべ き

ものと解される。

ところで、 防 衛 施 設 庁 は、 防 衛 庁 設 置 法 第 五 条 第二 + 五. 号 及 び 第 兀 十二条 \mathcal{O} 規 定 に ょ り、

衆 玉 軍 隊 \mathcal{O} 使 用 12 供 す る 施 設 及 び 区 域 \mathcal{O} 提 供 12 関 す る 事 務 を 所 掌 し、 防 衛 施 設 局 長 等 は 当 該

事 務 を 分 掌 L 7 7 る。 L た が 0 て、 防 衛 施 設 局 長 等 は 財 務 局 長 等 か 5 普 通 財 産 \mathcal{O} 使 用 承 認 を

受 け 当 該 財 産 を 合 衆 玉 軍 隊 \mathcal{O} 使 用 に 供 す る 事 務 を 行 つ 7 お り、 防 衛 施 設 局 長 等 に よる 当 該

時 使 用 等 \mathcal{O} 許 可 \mathcal{O} 事 務 は、 当 該 提 供 事 務 \mathcal{O} 環 とし て \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} で あ る。

な お 御 指 摘 \mathcal{O} 訓 令 は、 財 務 局 長 等 が 玉 有 財 産 を 自 5 合 衆 玉 軍 隊 \mathcal{O} 使 用 に 供 L た 場合 に お け

る当 該 財 産 に 係 る 玉 管 法 第 兀 条 第 項 0) 規 定 に ょ る 時 使 用 等 \mathcal{O} 許 可 \mathcal{O} 取 扱 7 に 0 1 7 定 \otimes た

ものである。

三について

合 衆 玉 以 外 \mathcal{O} 者 は、 1 ず 'n . (7) 場 合にお ١ ر て ŧ 使用 又は 収益をするに当た つて は、 許 可 等 を

受ける必要がある。

四について

時 使 用 等 \mathcal{O} 許 可 等 を受けな V) で 使 用 又は収益をしてい る者が あれ ば、 その 実情 に応じて適

切な措置を講ずることとなる。

五について

一時使用等の許可をした行政機関が行う。

六について

農 地 法 上、 所有 権 以 外 \mathcal{O} 権 原 に 基 ごづき耕: 作する者に 0 **\ て \mathcal{O} 農 地 に 係 る使 用 • 収 益 \mathcal{O} 権 利 \mathcal{O}

保 護 に 関 連 す る 主 な 規 定 کے L て は 同 法 第 + 八 条 カコ 5 第 二 十 十 条ま で \mathcal{O} 規 定 が 考え 5 れ る が

時 使 用 等 \mathcal{O} 許 可 を受け 7 行 わ れ る耕 作 に . つ い て は、 これらの 規 定 \mathcal{O} 適 用 は な ١, ŧ \mathcal{O} کے 解する。

右答弁する。